

守谷市教育委員会定例会 令和7年1月

1 日 時 令和7年1月24日（金） 午後1時25分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長職務代理者 河原 健
教育委員 椎名 和良
教育委員 辺見 芳宏
教育委員 萩谷 直美

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者
教育部長 小林 伸稔
教育部参事 古橋 雅文
教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
学校教育課長 前川 優子
教育指導課長 村松 静
給食センター長 鈴木 林
中央図書館長 平塚 恭子
事務局員 1名

6 傍聴人 なし

1 開会宣言	教育長職務代理者	午後1時25分開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長職務代理者	議事録署名人に椎名委員を指名する。
3 議決事項	教育長職務代理者 教育指導課長	議案第1号「守谷市立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」説明を求める。 本案は、押印が求められている様式について、行政手続の簡素化というところを受けまして、様式から印を削る、併せて「あて」というところが

	平仮名になっておりましたので、漢字に全て書き換えるということで、この一部だけを改正したいと考えております。 様式は1号から20号までございます。内容的には、そちらに載っているとおり、学級編成や教育課程編成書を教育委員会に届けるもので、これから印を削ることによって業務改善が図られるものと考えております。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
椎名委員	発送簿で、例えば1番目、大井沢小第何号という番号を打って、以前は割り印を発送簿にかけていたと思うが、それも省略するということで理解してよろしいか。
教育指導課長	現在、割り印をやっている学校はないです。
教育長職務代理者	議案第1号「「守谷市立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長職務代理者	議案第2号「守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明を求める。
教育指導課長	本案は、適応指導教室という位置づけがしっかりなされていなかったこと、それから適応指導教室という名前自体が、不登校の児童、保護者にとって少し抵抗感があるということで、文科省からも親しみやすい名称に工夫するようにということで勧告を受けていたもの。 また、センター長を指導主事にする、スクールソーシャルワーカーや校内フリースペース支援員といった新たな職種をしっかりと位置づけるというために改正をするものです。

椎名委員	フリースペース「はばたき」になること、センター長を指導主事にするということ、これでいいと思う。特にセンター長は、5日勤務のほうで状況がよく分かるというのが一つある。 センターの運営規則見ると、センター長の職務というのが書いてあって、「センター長は、教育支援センターの事務を掌理し、職員を指揮監督する」という文があるんです。大事なのは、この「事務を掌理し」というところで、これは周りの職員に振るわけじゃなくて、直接自分で事務を行うということです。新しくセンター長になられる指導主事の先生にその辺は十分お話しいたいて、周りは周りとして、相談員や検査員とか、あくまで専門的な分野の仕事をするメンバーですので、その辺を御理解いただいて、新センター長に様々な事務を取り扱っていただければというふうに考えていますので、よろしく願いしたい。
教育指導課長	支援センターが平成28年設立で、当時はセンター長1名、相談員7名、8名でスタートしたところ、いろいろな問題、複雑化、多様化しているというところで、15名までセンターの職員が増えてきております。 しかし、まだまだ本当に、椎名委員も御存じのとおり、非常に仕事が多く、持ち帰りの仕事をしている職員もいると聞いております。さらに充実させていかなければならないということも考えておりますので、御指摘いただいたところをセンター長に伝えながら運営してまいりたいと思います。
辺見委員	この改正と現行のところの対照表を見ると、スクールソーシャルワーカーと校内フリースペース支援員も、このセンターの職員になるということです。この相談員というのは今までどおり

	残るわけですが、相談員というのは、職務的にいうと何の相談員って形になるのか。
教育指導課長	相談員は、各学校のほうに出向いて子供たちの相談に乗る人と、その中には適応指導のほうの対応している先生と、「はばたき」担当です。
辺見委員	ソーシャルスクールワーカーは今、学校に行くが、一旦総合支援センターの職員として勤務実態があつて、そこから出ていくような形になるのか。
教育指導課長	出勤はそれぞれの学校長のほうに確認をしていただくことになっておりますが、月1回、情報交換会とかありますので、そのときにセンターに集合していただいて、情報交換するような形になっています。
辺見委員	日常の勤退はないということであるか。
教育指導課長	はい。
辺見委員	センター長あるいは、各相談員の人たちが分担して、いじめの対応、いじめ相談やっているということだが、ここでは特化したいじめに関する相談員というのは置くのか。
教育指導課長	はい。あと、センター長が指導主事と入りますので、センター長と、それから主管というか、校長先生、御退職された相談員を採用予定しておりますので、その方が主任の相談員と考えて、その方をいじめ対策指導員にしようと思っております。
辺見委員	その名前は、ここには別に明記はしないのか。

教育指導課長	はい。兼務しているような状況になります。
辺見委員	了解した。
教育指導課長	先ほどの椎名委員の件ですが、来年度から、会計年度任用職員の業務が主事相当までできるということで、少し仕事の重みを上乗せできるということになりますので、それぞれの専門性はございますが、ある程度「はばたき」で子供たちの指導が終わった後、簡単な事務仕事はお手伝いいただくことになっておりますので、そこだけは御了承いただければと思います。そこは御了承いただいて、継続希望、それから新規採用のときにも確認を取っております。
教育長職務代理者	私から。教育支援センターが設立したときに、ちょうど私、教育委員になった頃かなと思って、年々増員していただいたり、組織上改正をされたりして、充実してきているというのはつぶさに見てきた。 ただ、実際に行っている業務、特別支援や就学相談だとかという分野と、大きく不登校の対応と、「はばたき」の運営も含めて、その分野というのは、支援センターが充実するスピードよりも、業務上の増大、仕事が増えていくことや、あるいは重要性を増すことのほうがスピードがあると感じていた。 教育支援センターの教育委員会組織の中の位置づけというのが、現在は教育指導課の中の、言い方が適切かどうか分からないが、係レベルぐらいの位置づけかなと思っている。将来的には、もうちょっとしっかりした組織、センター長を今回、指導主事が兼務することになっていると思うが、常勤で毎日センター長として勤務できる形、あるいは指導主事として、特別支援担当の指導主事が、センターに置くのがいいのかとか、教育指

	導課に置くのがいいか、そういうことは別として、特別支援担当の専任の指導主事や、あるいは不登校だとか、そういったものを専門に扱う指導主事だとか、そういった事務的な仕事も、できれば役所の職員として常に勤務できるような人が入って、適切に行う。 あるいは、予算の執行の権限だとか、どういう業務をやっていくかといったことも、きちんとセンターとして自立してできるような、その辺まで見通してやっていかなきゃいけない時期が近づいているのかなというのが思いだ。 もちろん、WISCの検査員が不足しているから、予算をつけて増員するであるとか、あるいはスクールソーシャルワーカーを増員していくかとかという現在対応しなければならないことへの増員だとか、予算化だとか、そういったことはこれまでどおり進めていただいて結構だと思うが、次年度あたり、これから先どういうふうにしていくのがいいのかというような見通しを立てていただけたらいいのかなと思う。一足飛びにはできないことだと思うが、そういう視点を持っていたいただけたらいいのかなと思う。 以上です。
教育長職務代理者	議案第2号「守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
学校教育課長	議案第3号「守谷市特定地域選択制度実施に係る学用品等支給要綱の制定について」説明を求める。 本要綱は、令和7年度から始まる特定地域選択制度を推進するため、黒内小学校在校児童が他校へ転校するに当たって必要となる体操服等の買

	換えや、自家用車が使用できない世帯に対して早退児童を迎えに行く際の交通費を一部支援するための手続を定めたものです。 初めに、この支援を決定してきた経緯ですが、昨年度、一旦黒内小学校への入学を決定し、学用品等も購入した世帯が、黒内小学校の現状等を考慮して就学校変更をしてくれた事例、複数発生いたしました。その際、学校間で違いのある学用品、具体的には体操服と上履きになりますが、これを一式お渡しした経緯がございました。 また、当初、特定地域選択制度の対象者は新1年生からと考えておりましたが、黒内小学校の在校生が異動したことで、学級数を2学級のまま継続することができたなどの実績もできましたため、学校の変更は学年を問わず推進していきたいと考えまして、他自治体の事例を調査し、これを制度として実施することといたしました。 ちなみに、市ではどの学校でも、転校しても元の学校の体操服などはそのまま使用してよいということにはなっておりますが、実際に転校した子供たちに、周囲に違和感を感じさせることなく周囲に溶け込むことができるよう、また、市の施策に御協力いただいた保護者の経済的負担を軽減するということから実施に至った経緯となっております。 また、早退費用の支援についてですが、今回、通学距離が3キロ以上となるためにスクールバスによる通学となるわけですが、日中、自家用車が使えない御家庭があることを考慮し、早退児童の迎えのために使用する公共交通機関の費用一部を支援することといたしました。 当初、足がない保護者が迎えに来られない場合につきましては、学校公用車でのお送りなども学校と検討いたしました。が、学校側の負担が大きいほか、徒歩圏内の保護者との公平性を考慮いたしまして、実施は困難との結論となりましたので、
--	---

	費用一部の支援となったものです。 金額の根拠は、保護者の移動にかかる往復費用及び児童の帰りの費用について、最小金額であるモコバスで算出しております。 この要綱では、まず支援策の対象者の条件や支援内容について定めた後、申請から支給までの手続等を定めるというようなものになっております。 第1条は趣旨、第2条は語句の定義、第3条は対象者の条件となります。体操服等の学用品につきましては、在校生の転校の場合に限ること。 また、早退は家庭の都合によるものではなく、児童の体調不良や、一日の途中で発生した学級閉鎖などの理由のみとなり、自家用車での送迎は対象としないということとしております。 また、第3条第3項で「委員会が必要と認めた者」という例外規定がございますが、これは松並青葉地区以外の地区にお住まいの黒内小学校児童が、過大規模校から普通教室に余裕のある小学校へ変更するという理由で、御所小、郷州小以外の学校に就学校変更を行った際にも適用することを想定しております。 第4条では、支給内容を学用品は種類ごとに1点のみ、早退は1回につき一律500円のみと定めております。こちら公共交通機関ですので、実際はタクシーなどを使われる御家庭もあるかと思いますが、ここは一律500円ということにいたします。 次の第5条では申請方法を、第6条では支給の決定、第7条では支給の方法を定めております。 第8条では支給の決定の取消しを定めており、同じく学用品支給等を実施している他自治体にヒアリングしたところ、実際に取り消した事例はないとのことで、本市でもこの制度を悪用するようなことはないとは思いますが、万が一を想定して設定したのとなっております。
--	--

	様式第1号と第2号は、それぞれ申請書と決定通知書となっております。 また、この要綱の施行は公示の日からとしており、今年度の学用品支給の対象者は、御所ヶ丘小で1名、郷州小学校で8名となる予定です。 早退につきましては、実際は自家用車で送迎される世帯がほぼほぼではないかと想定はしているところですが、現時点で自家用車が御家庭に1台しかなく、日中は使用できないというお宅もあることは聞いておりますので、来年度どの程度の利用があるか、その際に制度として改善できる部分があるかを考えていきたいと思っております。 説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。
椎名委員	この支給の制度を2年生以上で行かれる方に、まず完全周知するというのが今一番大事で、知らなかったということがないようにしていただきたい。 もう一つは、学用品に関しては、現物支給と解釈してよろしいですね、現金ではなくて。
辺見委員	この申請に当たっては、学校は仲介するのか。それとも保護者と教育委員会というか、学校教育課の直接のやり取りでという形になるのか。
学校教育課長	教育委員会と直接のやり取りを想定しております。
萩谷委員	申請書は後ほど支給なので、一応保護者が出しておいて、市役所に申請書を取りに来るという形になるのか。
学校教育課長	ホームページ上でも公開しまして、データで申請書を入手できるような形にしたいと考えております。メールに添付するような形でも受け付け

教育長職務代理者	るという形にしていきたいと思っております。 大変丁寧な制度をつくっていただいてありがたいなというふうに思っている。一般的に転入生があれば、そのお子さんは体操服を変えたり、上履きを変えたりしなくちゃならないですし、受け入れる学校については、大体前の学校のものでもいいですよという、そういうアナウンスをしていると思うが、やはり早く新しい学校に慣れさせたいということで、保護者は新しい学校の学用品、体操服や何かを用意して、買ってあげるのが普通であるから、そういった意味では負担になると思う。 学校で、前の学校のことを、急には難しければ、しばらくは使っていていいですよ、それから周りの子供たちにも、転入生だから、そういうのを着ているからといって、いじめの対象になるような、そういうことがないように寛容な態度で接するようにという指導をきちんとすることや、あるいはPTA活動などの協力も得て、リサイクル品等の提供などをするような仕組みをつくるとか、学校側の、今回の特定地域の関係だけでなく、転入生一般に対する受入れの形というのを、いい機会ですので学校のほうにも、ほかの学校にも指導していただけたらいいかなと思う。
辺見委員	申請書のシートを見ているんですけど、早退日というのは日にちだけですか。早退事由みたいなのは書かない。学級閉鎖のためとか、体調不良のためとか、どうなのかな。別に疑うわけじゃないですけど、日にちだけ書くのって、割と大ざっぱだなと思ったものですから。
学校教育課長	早退については、学校に事前にこういった制度を行うことと、一応、松並青葉の方が早退した場合は、日時や事由をメモか何かで残しておいてい

		ただくことという形でやりたいと思っていたんですが、確かに申請内容に事由を入れたほうが分かるかなという気はしましたので、こちら入れるということで、もう一度総務課のほうと協議したいと思います。
	教育長職務代理者	議案第 3 号「守谷市特定地域選択制度実施に係る学用品等支給要綱の制定について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
4 協議事項	教育長職務代理者	協議第 1 号「守谷市図書館協議会委員の選出について」説明を求める。
	中央図書館長	本案は、令和 7 年 5 月 31 日をもって、現守谷市図書館協議会委員の任期が満了となるため、守谷市図書館協議会設置条例第 3 条の規定に基づき図書館協議会委員を委嘱するに当たり、下記の所属から委嘱したいので協議を求めるものです。 委員のうち、公募による委員については、守谷市審議会委員公募規則に基づき選出するものであり、先般、審議会等公募委員選考会を経て委員が決定しておりますことをこの場をお借りして御報告申し上げます。 学校教育関係者においては、守谷市校長会（推薦）としておりますのは、これまで学校図書館部会の会長職にある校長の方を御推薦いただくことが通例でしたが、必ずしも校長に限らず、校長会の推薦を受けた者ということも含めたものとして想定しております。 また、社会教育関係者においては、令和元年度に指定管理から再直営の運営になることに伴いまして、図書館協議会において、広く市民やボランティア団体等から意見を聞いてもらえるような構成にしてほしいという市民からの強い要望があり、図書館ボランティアの枠を 3 名に増やし

	た経緯がございます。
椎名委員	お話しさせていただきます。今、学校長会推薦は井上一宏先生になっていますけども、校長先生ですか。
中央図書館長	井上先生は教頭先生です。
椎名委員	教頭先生ですか。教頭で行って発言できるのかなんて思ってしまったんだが、私も何年かこの学校図書館協議会に参加しており、いろいろな方来ているんで、いろいろな図書館に関して考えをしっかりと持っている方だったらいいですけども、そうじゃないと、意外に専門的なことが多いんで、その辺はよくよく校長会で御相談いただいて、見識のある方でないと、なかなかこの話合いには参加できないので、その辺、検討をお願いしたい。
辺見委員	次のページの一覧を見ると、任期が6期というのは何年間になるんですか。
中央図書館長	18年です。
辺見委員	全部1期の方ばかりでも、大変だとおもいますが、ただ感想です。なかなか長い方がいらっしやると、長い方に流されるパターンもあるのかなと、その辺は、あくまで感想で。
萩谷委員	P T Aから出るのは、充て職みたいな感じなので、専門的にきっと熱を帯びた人たちがばかり行っているわけじゃないなあって思える。 ただ、本当に図書館ボランティアの方って、いつも熱心ですごいと感じているが、私は、図書館ボランティアに関わっていない、普通にふだん図書館に通っている人の意見も少し、もう一人ぐらい多めに取り入れてもらってもいいのかなと思

教育長職務代理者	った。その方たちばかりじゃなくて、もうちょっと子供連れて気軽にとか、ふだん通っているぐらいの方にも、意見として目で見ていただいてもいいと思う。 学校教育関係者、校長先生、現在、井上先生は教頭先生ですけど、管理職の先生は、特に校長先生は大体、守谷は13校ですか。そうすると、何か充て職で、みんな一つや二つ引き受けていらっしゃるのかなというふうに思っていて。自分の教育委員という、こちら側の立場から言うと、校長先生方はできれば、学校にどっしりといっていて、時間が長いほうがいいのかとかという思いもある。 司書教諭などの学校図書館関係者の先生まで広げて、どうぞ適任の方を選んでいただければ、校長会の推薦ですけれども、館長さんの説明だと、校長先生と限ったわけではなくて、現在も教頭先生なので、適任の方を推薦していただければそれでいいのかなというふうに思いますので、学校教育関係者は、そのように考えていただければいいのかなと思う。 また、萩谷委員さんから意見があったのは、もっともだなというふうに思う。ごく普通の比較的図書館に時々顔を出しているレベルの、公募の方なんかは、そういう方が入るのかなとは思いましたが、そういう方の意見も貴重かなというふうに思う。 この枠組みに私自身は、これじゃ駄目だから大きく変えろなどというつもりは全くないが、ぜひ、この図書館協議会という役割であるとか、実際の協議内容に照らして適任の方が選ばれるように考えてほしい。 教育長職務代理者 それでは、これで協議を終了いたします。 次回定例会の日程
-----------------	---

	日時2月25日（火曜日） 午後1時30分 場所 市役所全員協議会室
--	---

会議録署名人	椎 名 和 良
--------	---------